質問書回答

平成 26 年 8 月 18 日

案件名:「ラムドン省農林水産業及び関連産業集積化に係る情報収集・確認調査」

(公示日:2014年8月6日)/番号:140623)について、質問の回答は以下のとおりです。

通番	当該頁項目	質問	回答
1	1.様式 1(3)のコンプ		本件は 9/1 以前の公示案件ですの
	ライアンスの様式につ	・様式 1(3)のコンプライアンスの様式は、9/1 以降の公示案件について評価対象	で、提出する必要はありません。
	<u>117</u>	となっておりますが、	
		http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211	
		<u>.html</u> 今回の応札においては提出をした方がよろしいでしょうか。	
		今日の心化にのいては旋曲をひた力がなりしいでしょうが。	
2	2.経費見積書につい	・業務指示書の中にあります本邦招聘カリキュラムに関する経費見積書は、	「本見積」になります。
	<u>T</u>	「本見積」もしくは「別途見積」のどちらに含まれますでしょうか。	
3	プロポーザル記載分量	・2014 年 8 月 5 日の改正により、プロポーザルの記載分量が指定の上限を上回っ	 減点対象につきましては、 上限が
	超過時の減点について	た場合、	定められている(1)業務実施の基
		減点をするということが記載されているのですが、対象につきましては	本方針等(2)業務実施の方法の合
		上限が定められている(1)業務実施の基本方針等(2)業務実施の方法の合	計 20 ページ以下という部分のみが対
		計 20 ページ以下という	象になります。
		部分のみが対象になりますでしょうか?	なお、20 ページが「目安」となって

通番	当該頁項目	質問	回答
		http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal 201211.ht	
		<u>ml</u>	大幅に超えているとは、取り扱いま
		・例えば、バックアップ体制の箇所については2-3ページが「目安」となって	せん。他の案件で、目安の 2 倍、3 倍
		おりますが、	の分量となっているケースが発生し
		複数社(3社以上)の JV で応札を行う場合、その分記載分量が多くなってしま	ているので、そのような状況になら
		うため、	ないようご配慮願います。
		必ずしも2-3ページに収めることが難しいと考えております。	
		その際も減点の対象となってしまいますでしょうか?	
	8 ページ (2)本邦招	「招聘プログラムの実施に関する直接経費(航空賃、滞在費(日当)、宿泊費、	はい、「本見積」でお願いします。
	聘のカリキュラム作	保険料、諸経費、講師謝金等)、それ以外の上記に係る経費(人件費等)につい	
	成、受入手続	ては、見積書に積算すること」とありますが、本見積への計上と理解してよろし	
		いでしょうか。	
	8 ページ (2)本邦招	本邦招聘のカリキュラム作成と受入手続に関する業務の一部を再委託すること	可能です。カリキュラム内容につい
	聘のカリキュラム作	は可能でしょうか。	ては本件受注コンサルタントが作成
	成、受入手続		し、再委託は受入手続に関する業務
			や通訳手配などの一部という想定で
			す 。